

その9 共同著作物、集合著作物などについて

産学連携・知的財産本部

知的財産アドバイザー 田中 義行

(2007.4～2009.3)

本学に於いても本学の教員と他の大学又は機関の研究者とが協力して一つのプロジェクトを推進してゆく場合が多々見られます。今回はそのような状況下で発生する著作権の問題について説明したいと思います。なお著作権法の適用範囲は、著作物(例えば小説、論文、音楽など)、実演、レコード、放送などに及びます。また二次的著作物、編集著作物など派生的著作物もあります。本稿では本学に於いて最も発生頻度が高いと考えられる直接的創作物に関する著作権、その中でも共同で創作した著作物に関する著作権について説明します。

A: 著作権の基本原則

著作権は著作物の創作により発生し、原始的には著作物の創作者(著作者)に帰属します。その存続期間は原則的には著作者の死後50年です。

なお、「創作者に帰属する」という原則に従わないものに「法人著作」というものがあります。それは、

「①法人その他使用者(以下「法人等」という)の発意に基づき、

②法人等の業務に従事するものが職務上作成する著作物で、

③その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、

④その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めのない限り、その法人等とする。(なおプログラム著作物の場合は、③の要件が不要)」

というものです(著作権法第15条)。

法人等の発意に基づく著作物を大学外の研究者と共同して作成する場合は、「法人著作」の条件を満足するために、大学外の研究者に対し上記(2)の条件を手当てしておく(臨時雇用契約など)必要があると思われます。

B: 共同創作の著作物

冒頭に記載したように複数の著作者により創作された著作物として共同著作物、集合著作物及び結合著作物があります。法律上規定されているのは共同著作物だけです。集合著作物、結合著作物は法律上の定義ではなくて一般的に使用されている用語です。

1. 共同著作物

「二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう」(著作権法第2条第1項第12号)と規定されているように、利用にあたり分離不可能なものです。

2. 集合著作物

例えば、学術的教科書で第1章総論はAが執筆し、第2章以下の各論はBやCが執筆し、というような場合は、各人の創作的な寄与は区分利用できるもので、共同著作物ではなく集合著作物となります。

3. 結合著作物

例えば、歌詞と楽曲、小説と挿絵のように本来は一体的なものとして創作され、利用されるものの、なお分離利用が可能であり、それぞれが独立の著作物となりうるものは共同著作物ではなく結合著作物となります。

C: 共同創作の著作物の法律関係

上記3種の著作物のうち集合著作物と結合著作物に関する著作権は、それを構成する各著作物の著作権を独立して扱うことにより解決されます。従って法律関係は各著作者(例えば上記集合著作物の場合、A、B、Cなど、上記結合著作物の場合作曲者と作詞者)の創作部分に対する各著作権について一般的な著作権と同様に考えられます。

一方共同著作物に関する権利、即ち共同著作権には特別の規定があります。

○保護期間・・・原則的に最終に死亡した著作者の死後、50年。

○権利行使・・・権利の行使、例えば発表の時期の決定、著作者名の形式、内容の改変などには全員の合意が必要ですが、権利の保全例えば侵害の排除は各人が行えます(著作権法第64条、第65条、第117条)。

D: 共同創作の著作権の管理

大学で遭遇する共同で創作する著作物としては、集合著作物が結構多いものと思われませんが、この利用及び管理には工夫が必要と思われれます。集合著作物の著作権は前記のごとく各構成著作権に分離して考えられますが、それを利用する場合は全体を一体として取り扱うことが多いと思われれます。利用の例としては複製、頒布並びに上映、公衆送信などが挙げられます。これら利用について一々各著作権者に許可を得るということは、当該利用がいつ発生するか予想できない場合や、更にその時には各著作権者の所在がばらばらになっている場合がありうるので、許可を得る手続きが煩雑になります。従って著作権が発生した時点で各著作権を代表者(又は法人)に譲渡しておくのが管理上好ましいものと考えられます。

その際、譲渡されるべき権利は複製権(著作権法第21条)、公衆送信権(同第23条)、頒布権(同第26条)、翻訳・翻案権(同第27条)が挙げられます。

また当然のことながら上記譲渡に対しては、譲渡対価及び利用におけるロイヤルティーについて取り決めておく必要があるでしょう。

参考図書:「著作権法 基礎と応用 第2版」作花文雄著
(社)発明協会 2005年2月15日発行

(2008年9月)